

月刊 社保ちば

1

JANUARY

2020



「野田市出初式」(野田市) / 野田市 キッコーマン(株)横張正之氏 撮影 社会保険写真コンテスト応募作品

目次

● 新年のご挨拶 ● 2-3

● 日本年金機構からのお知らせ ●

- 賞与支払届の提出について 4-5
- 届出提出の際の確認のお願い 5

● 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●

- ~令和2年健診受診分より~
生活習慣病予防健診の協会けんぽへの申込みが不要に！... 6
- 任意継続の加入について 7
- 医療費のお知らせをお送りします！ 7
- 年金事務所出張窓口営業日のご案内 7

● 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●

- 「写真コンテスト」作品応募受付中 8
- 社会保険相談のご案内 9
- 社会保険相談申込書 10
- 当協会契約保養所のご案内 11

千葉県社会保険協会のホームページ

➔ <https://shaho-chiba.jp>

新年のご挨拶



一般財団法人千葉県社会保険協会

会長 小島 信夫

新年あけましておめでとうございます。

令和二年の年頭にあたり、会員の皆様にはご健勝で新年をお迎えになられたことと存じ、謹んでお慶び申し上げます。

また、昨年中は、当協会の事業運営につきまして、皆様方より多大なるご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございました。本欄をお借りし、心から御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、世界経済は、米・中国間における度重なる貿易制裁による下押し圧力に加え、英国のEU離脱交渉の長期化がユーロ圏経済を抑制したほか、新興国の一部では貿易や国内政策の不透明感が広がるなど、世界各地において経済成長の減速が見られました。国内経済は、海外情勢の影響から輸出に力強さを欠く一方で、個人消費は緩やかながらも回復基調を保っていました。年後半において、消費税増税時期に大型台風などの自然災害が重なったことが、消費者マインドや企業の生産活動を押し下げた結果となりました。

本年を展望してみますと、世界経済は、深刻化する貿易摩擦や英国のEU離脱問題に加え、中国経済の減速などによって不確実性が一段と高まりつつあり、引き続き動向を注視していく必要があります。一方、国内経済は、消費税増税の駆け込み需要の反動による個人消費の一時的な低迷や、海外経済の停滞による輸出の

減速などのリスク要因を内包しているものの、東京オリンピック・パラリンピックの開催効果やインバウンド需要、さらには、成長分野への研究開発投資需要などが、景気の押し上げ要因になることが見込まれます。

こうした状況から、日本経済を取り巻く環境には依然として不確実性が残るものの、堅調な企業収益と個人消費の改善が下支えとなり、引き続き景気は底堅く推移していくものと思われれます。

次に社会保障関係について申し上げますと、政府は、「2040年を展望した社会保障改革」において、高齢者をはじめ多様な就労・社会参加の促進による社会活力の維持を目指しており、70歳までの就業機会の確保や医療・介護など社会保障全般にわたる改革を進めることを柱とした全世代型社会保障検討会議を発足させました。我が国においては、出生前の保健から引退後の所得・医療保障まで、世界に冠たる社会保障が制度化されており、今後、人口構成が大きく変化する中で、これらの制度をいかに将来につないでいくかが重要であります。給付と負担の両面における世代間・世代内の公平を確保するためにも、全世代型社会保障検討会議の議論の行方について期待したいものです。

医療保険制度については、政府は、健康寿命の延伸を踏まえた予防・健康づくりの推進に重点を置き、健康無関心層を含めた疾病の発症予防や重症化予防のほか、保険者による特定健診・保健指導などについて、

インセンティブを活用しながら進めています。データヘルス計画の戦略的・一体的な推進や医療保険のオンライン資格確認の導入など、さまざまな施策が、事業主や従業員とその家族の健康と安心に伝えられるような取り組みとなるようお願いいたします。

年金保険制度においては、本年は年金制度の改正の年になります。昨年8月の財政検証結果において、今後も経済成長と労働参加が進めば、一定の給付水準が維持されることとなっていますが、それをより安定したものとするためには、多様な就労形態と長期化する高齢期間への対応が求められます。現在、厚生労働省の審議会において、社会・経済の変化に対応した年金制度を構築するための議論が行われていますが、次期年金制度改正に向け、さまざまな課題の検討に怠りないよう準備を進めてほしいものです。

私も社会保険協会といたしましても、皆様方のご期待に沿うよう社会保険制度の普及周知に向け、より一層努力をするとともに、各種事業を積極的に推進し、被保険者やご家族の皆様方の健康並びに福利増進に努めてまいりますので、本年も引き続き会員の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びといたしまして、皆様のご多幸と会員各企業のご発展を心から祈念申し上げます、新年の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶



日本年金機構南関東地域第二部
部長 藤田映子

新年を迎え、謹んでご挨拶申し上げます。
事業主並びに被保険者の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、旧年中は、公的年金事業の円滑な運営に対し、格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年は、4月の改正出入国管理法の施行に伴う外国人労働者の特定技能制度の対応、10月には年金生活者支援給付金制度の施行など、極めて社会的影響の大きい制度改正が行われました。特に、年金生活者支援給付金は消費税引き上げに伴う社会保障充実策の柱となっています。約8百万人の対象者に確実に受給していただくための周知・広報に対し、ご支援を賜り重ねて御礼を申し上げます。

日本年金機構は、平成22年1月に設立し、この1月で11年目に入ります。昨年は新元号「令和」が施行され、新たな時代の幕開けとなりました。当機構が扱っている公的年金制度の規模は、被保険者約6千7百万人、年金受給権者は約4千万人と、合わせて1億人を超える規模となりました。まさに人生100年時代を見据える我が国にとって、公的年金制度は国民の皆様の重要な生活基盤となっていると言えます。当機構といたしましては、これらの制度改正に組織をあげて取り組み、国民の皆様にも正しく確実に年金を受給していただくことにより生活の安定に寄与するという原点に立ち返り、「制度を実務に」をコンセプトとした未来づくり計画に取り組みでまいります。

本年も多くのお客様に年金の予約相談をご利用いただくため、千葉県内では7年金事務所と2分室にて事前予約を承り、待ち時間の短縮に努めてまいります。予約制のご案内にあたりましては、千葉県社会保険協会をはじめ会員の皆様のお力なくしては円滑な実施は困難と考えております。

日本年金機構は、公的年金制度の運営組織として、国民の皆様から信頼される組織と認められるよう、全職員が一丸となり取り組んでまいりますので、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、千葉県社会保険協会の益々のご発展と、会員の皆様のご多幸をお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

全国健康保険協会千葉支部
支部長 春山保男

新年あけましておめでとうございます。
旧年中は、協会けんぽの事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

私も協会けんぽは、我が国最大の医療保険の保険者として健康保険証の発行、医療費の支払いや各種給付金の支払いなど健康保険事業の適切な運営を行うとともに、加入者の方々の健康増進を図り将来の医療費の発生を抑え、保険料率の上昇を防ぐことを基本使命として取り組んでいます。しかしながら、近年の医療保険制度を取り巻く環境は厳しさを増しており、人口構造の高齢化や医療の高度化と相まって平成30年度の国民医療費は43・4兆円と平成元年度の医療費約19・7兆円からこの30年間で2倍以上増加しています。今後この構造は変わることなく、令和22年度(2040年)には国民医療費が約67兆円と現在の約1・5倍、平成元年度の約3倍になるとの見通しも国から示されています。

このような状況を踏まえ、私も協会けんぽでは協会の設立の趣旨である、保険者機能を強化し、加入者の方々の健康づくりや、ジェネリック医薬品の使用促進など、将来、そして現在の医療費の上昇を抑えるためのさまざまな取組を行っています。

健康づくりの取組の一環としては事業主の方々と私も協会けんぽが共同して行うコロナヘルスの取組を進めています。これまで、健康づくりは加入者一人ひとりが個人の責任

で行うものだと考えられていましたが、最近では安定的に従業員を確保する観点、また生産性の向上の面からも事業所が積極的に従業員の健康づくりに関与していかねばならないという機運が高まっており、国の施策としても推進されてきています。

協会けんぽ千葉支部では「健康な職場づくり宣言」という事業所が宣言されており、現在県下約450の事業所が宣言されています。「健康な職場づくり宣言」を行った事業所では、まずは従業員への健診受診の促進、そして、個別の指導が必要な方々に対しての保健師による特定保健指導の受け入れ、結果によっては早期の医療機関への受診を勧めたいだけでなく、事業所と協会けんぽが一体となった健康づくりに取り組んでいます。

また、医療費適正化の大きな柱としてジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいます。具体的には毎年2月と8月をジェネリック医薬品使用推進月間として各種広報実施など、千葉県や関係機関とともにオール千葉体制で使用促進の取組を行っています。

これらの取組を進めていくことは、加入者の方々の健康増進だけでなく健康保険料率を下げることもつながっていきます。

何卒、倍旧のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、子年の本年が皆様にとりまして幸多い素晴らしい年となりますよう、心よりご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。

● 日本年金機構からのお知らせ ●

「賞与支払届」の提出はお済みですか？

賞与を支給したときは、支給日から**5日以内**に、「被保険者賞与支払届」および「被保険者賞与支払届総括表」を管轄の年金事務所へ提出してください。

この届出により、保険料や将来受け取る年金額の基礎となる**標準賞与額***が決定されます。適正な届出をお願いします。

* 標準賞与額：賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額をいいます。
保険料は、標準賞与額に保険料を乗じて計算されます。



届出にあたっての注意点

1: 届出用紙の送付

- ① 賞与支払予定月を日本年金機構に**登録している**事業所
被保険者の氏名や生年月日を印字した**届出用紙を前月に送付**します。
- ② 賞与支払予定月を日本年金機構に**登録していない**事業所

届出用紙は**送付されません**。届出用紙は、日本年金機構ホームページ「申請・届出様式」からダウンロードするか、管轄の年金事務所からお取り寄せください。
今後、届出用紙の送付を希望される場合は、「健康保険・厚生年金保険事業所関係変更(訂正)届(処理票)」を管轄の年金事務所へ提出して、賞与支払届を登録してください。

2: 届出用紙の記入

- **日本年金機構に登録している賞与支払予定月に賞与等の支払いがない**場合は、「被保険者賞与支払届総括表」のみ提出が必要です。「被保険者賞与支払届総括表」の「④支給・不支給」欄の「不支給1」に○印をつけて提出してください。
- 提出する「被保険者賞与支払届」が**2枚以上**ある場合には、2枚目以降の事業主記載欄および社会保険労務士記載欄の押印は省略できます。
- 記入に際しては、「被保険者賞与支払届」裏面【記入の方法】、または、日本年金機構ホームページ【届書記入例】をご確認ください。

3: 届出用紙の提出

- **資格取得月と同月に資格喪失**した場合は、資格取得日から資格喪失日の前日までに支給された賞与については保険料賦課の対象となるため、「被保険者賞与支払届」の提出が必要です。

- 育児休業等による**保険料免除期間**や**資格喪失月**に支払われた賞与も、「被保険者賞与支払届」の提出が必要です。ただし、これらについては保険料賦課の対象となりません。
- 賞与を**年度内4回以上**支払う場合は、標準報酬月額(算定基礎届)に算入されるため、「被保険者賞与支払届」の提出は不要です。
- 「被保険者賞与支払届」は、**電子申請**や**電子媒体(CD・DVD)**により提出することもできます。



令和元年12月分の厚生年金保険料等告知額をご確認ください

令和元年12月分の厚生年金保険料等の納付期限は、令和2年1月31日(金)です。

12月に賞与の支給があった場合、12月分厚生年金保険料等(1月送付分)に賞与にかかる保険料が加算され、**通常月と保険料額が大きく変動している場合があります**ので、告知額をご確認のうえご準備いただくようお願いいたします。

届書を提出する際には確認をお願いします

届書を作成する際は、下記の事項にご注意のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

- ◎ 資格取得届や被扶養者(異動)届を提出する際は、**氏名の漢字・ふりがな**および**住所**の記入にご注意ください。
- ◎ 資格取得届を提出する際は、本人確認を行ったうえで、個人番号の記入をお願いします。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。
- ◎ 月額変更届では、**⑦昇(降)給欄**、**⑧遡及支払額欄**の記入もれが多くみられます。
- ◎ 資格喪失届では、**退職日の翌日**が**資格喪失年月日**となりますので記入の際にはご注意ください。
- ◎ 届書の**提出者記入欄**の記載もれ、および**事業主印**の押印もれがないようお願いします。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

▼ 事業主様へ ▼
ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

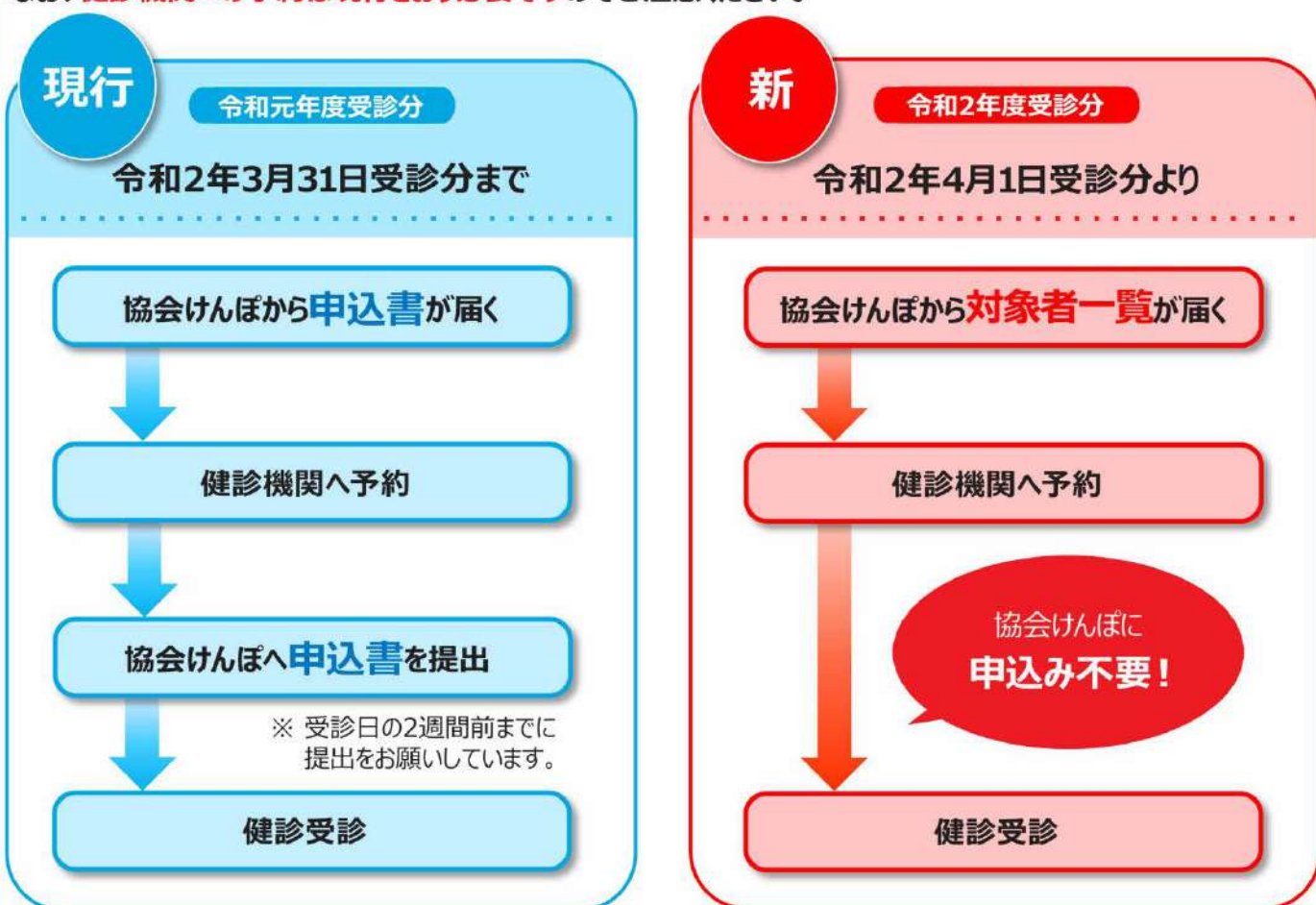
－ 加入者・事業主の皆さまへ －

重要

令和2年度の生活習慣病予防健診受診分より 協会けんぽへの申込みが不要に！

現在、生活習慣病予防健診を受診にするにあたっては、加入者（被保険者）・事業主様から協会けんぽへ申込書のご提出を頂いておりますが、皆さまの事務の負担軽減のため、令和2年4月1日受診分より協会けんぽへの申込み手続きを廃止することといたしました。情報提供サービスを利用した申込み手続きも同様に不要となります。

なお、健診機関への予約は現行どおり必要ですのでご注意ください。



情報提供サービス（事業主様向け）のお知らせ

申込書の廃止に伴い、令和2年2月下旬（予定）より、情報提供サービスの機能が一部変更となります。

申込書廃止及び情報提供サービス
について詳しくはこちら

協会けんぽトップページ > 健診・保健指導のご案内 > 申込書廃止について



お問い合わせ先

TEL043-308-0525

協会けんぽ千葉支部 保健グループ

機密性2

退職後、任意継続へのご加入を検討されている方へ

～退職日の確認ができる書類を添付していただくと、健康保険証を早く発行できます～

協会けんぽでは退職日の確認ができる書類を添付していただくことにより健康保険証の早期発行が可能となります。（受付から1週間程度）

退職日の確認ができる書類の例 ★事業主様または公的機関の証明印が必要です。

- 事業主様が証明した退職証明書の写し
- 雇用保険被保険者離職票の写し
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の写し など

※上記の書類が添付できない場合は、「健康保険資格喪失証明書」を事業主様に記入していただき、添付することも可能です。

健康保険資格喪失証明書
フォーマットのダウンロードはこちら



※扶養家族がいる場合の添付書類は従来どおりです。詳細は任意継続被保険者資格取得申出書の記入の手引きまたはホームページをご覧ください。

年に一度の
大切なお知らせ！

医療費のお知らせをお送りします！

協会けんぽでは、加入者の皆さまに健康保険の利用について関心を高めていただくために、年に一度「医療費のお知らせ」をお送りしております。

送付時期

令和2年1月中旬から2月上旬
(事業所宛に順次お送りいたします。)

お知らせの対象となる診療期間

平成30年10月診療分～令和元年9月診療分

医療費のお知らせは確定申告（医療費控除）にご使用いただけます！

確定申告（医療費控除）の際に、確定申告書に医療費のお知らせを添付すると、領収書の添付は不要です。
令和元年10月～12月受診分は、医療機関等で発行された領収書をもとに「医療費の明細書」を作成し、確定申告書に添付してください。なお、それらの領収書は5年間保存してください。

確定申告（医療費控除）についての詳細は国税庁のHPをご確認ください

協会けんぽの船橋、市川年金事務所出張窓口（1月の開設日）

船橋年金事務所出張窓口

（開設日：月初日・月曜日・水曜日・金曜日）

令和2年1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

市川年金事務所出張窓口

（開設日：月初日・火曜日・木曜日）
※火・木曜日が祝日の場合は、翌日開設

令和2年1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

協会けんぽ年金事務所 出張窓口 開設時間

AM 8:30～12:00
PM 1:00～5:15

※AM12:00～PM1:00は不在となります。



※松戸年金事務所出張窓口は、月曜日から金曜日（祝日・年末年始（12/28～1/5まで）を除く）まで開設しております。

■ 開設日



千葉県社会保険協会 からのお知らせ

🌱 応募締切間近! 皆様の作品をお待ちしています。🌱

令和元年度 写真コンテスト作品応募受付中

- 応募期間** 令和元年12月2日(月)～令和2年1月16日(木)
- 題材** 自由です。「四季の風景」「心に残るスナップ(思い出に残る感性あふれる写真)」「文化・スポーツ・社会の変化を記録したもの」や千葉県内の「まつり」や「行事」など大歓迎です。
- 作品サイズ** 六ツ切～四ツ切版またはA4サイズ(カラー)
- 応募資格** 会員事業所の被保険者様とそのご家族
- 送付先** 〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13
(一財)千葉県社会保険協会 写真コンテスト 宛
- 審査員** 丹羽 敏憲 氏 (全日本写真連盟関東本部委員)
- 発表** ホームページ(令和2年3月アップロード予定)および「月刊社保ちば2020(令和2年3月号)」に掲載し作品応募者へ通知します。
- 賞** 推薦1点・特選2点・準特選2点・秀作10点
- 応募方法および注意点**
- ① 作品は未発表のものに限ります。
 - ② 応募点数は1人5点以内とさせていただきます。
 - ③ 下記の応募票をコピーしていただき、必要事項をご記入のうえ、応募作品の裏面に貼付してください。
 - ④ 入賞の応募作品は返却いたしません。選外作品につきましては返却いたします。
 - ⑤ 応募作品は「社会保険ちば」・「月刊社保ちば」の表紙に使用させていただく場合があります。
 - ⑥ 入賞作品の原版(ネガ・デジカメデータ等)は、入賞発表後、提出していただく場合があります。

応募してね!



キ リ ト リ

写 真 コ ン テ ス ト 応 募 票			
氏 名		男 ・ 女	歳
事業所名	〒		
所在地			
電話番号			
画 題			
撮影場所	(市)		
カメラ		撮影月	月
フィルム・デジタル区分	フ ィ ル ム ・ デ ジ タ ル		

※ご記入いただいた個人情報は、写真コンテスト(当協会ホームページおよび機関誌への掲載含む)以外には利用いたしません。

無料

プロによる 社会保険相談を 受けてみませんか？



**事業所で
シニアライフの相談を
することができます**

千葉県社会保険協会では、退職後のシニアライフの生活設計等のご参考になるよう、当協会が契約する社会保険労務士を各事業所様に派遣し、個別の相談をお受けする事業を行っております。

60歳で定年退職したら…
老齢年金はいくらもらえる？
雇用保険の
失業給付の手続きは？

定年後も再雇用制度で
在職したら…
老齢年金はいくら減額になる？
雇用保険からの
給付金請求手続きは？

例えば…

年金加入
不明期間の
確認方法は？



遺族年金、
介護保険について
知りたい！

社会保険についての
研修講師を
事務所に派遣する
ことも可能!!

その他、健康保険関係・労務・人事管理問題などを相談したい事業主様からもOK
相談はお一人から受け付けています

**申込
方法**

ご希望される会員事業所様は、次頁の社会保険相談申込書に必要事項をご記入のうえ、当協会までFAXか郵送にて、お申し込みくださるようお願いいたします。費用等は一切**無料**です。

社会保険相談申込書

一般財団法人千葉県社会保険協会

FAXにてお申込みいただくか、コピーしてご郵送ください **(FAX 043-233-3973)**

お申し込みから相談日まで1か月ほどの期間が必要です

申込日 年 月 日

事業所名	
担当者名	
事業所所在地	〒
電話番号	
希望相談日	第1希望 年 月 日 () 時 分 第2希望 年 月 日 () 時 分 第3希望 年 月 日 () 時 分
希望相談人数	人 個別 ・ 集団 (どちらかに○)
事業所までの交通機関	

最寄駅から事業所までの簡単な地図をご記入ください。
 (貴事業所様に既存のものがあれば、そちらを添付ください。ご記入は不要です。)

※この相談を受ける方々の個人データ等の守秘義務は厳守される契約となっております。



温泉でゆったり、リラックス

当協会の契約保養所に、会員事業所の被保険者様、被扶養者様（小学生以上）がご利用された場合、**一人一泊につき 1,000 円の助成**を行っています。

● 鴨川シーワールドホテル（千葉県鴨川市）

電話 04-7092-2121

<http://www.kamogawa-seaworld.jp/hotel/>

● 箱根嶺南荘（神奈川県・箱根町大平台）

電話 0460-82-2898

<https://www.sempos.or.jp/hakone/>

● やいづマリンパレス（静岡県焼津市）

電話 054-629-1011

<https://www.sempos.or.jp/yaizu/>

● ヘルシーパル赤城（群馬県渋川市）

電話 0279-56-3030

<http://www.helpal-akagi.com>

● 鳴子やすらぎ荘（宮城県・鳴子温泉）

電話 0229-87-2121

<https://www.sempos.or.jp/naruko/>

● サンポートみさき（神奈川県三浦市）

電話 046-882-2900

<https://www.sempos.or.jp/misaki/>



冬山の家「ホワイトハウス マスエン」も開設中です。

◆ お申込み方法 ◆

- ・各契約施設に直接、**電話にて**ご予約ください。
- ・予約完了後、「保養所利用申込書」の所要事項をご記入のうえ、当協会にご送付ください。
- ・受付後、当協会から「利用案内書」を送付いたしますので、ご利用日に宿泊施設にお渡しく下さい。
※鴨川シーワールドホテルのみインターネットで宿泊予約をすることができます。
なお、**施設の公式ホームページサイトからの予約のみが助成対象となります。**
- ・施設以外のインターネットでのお申し込み・事前決済した場合については助成対象外となります。
※「保養所利用申込書」の送付先、用紙請求先は当協会までお願いいたします。

問い合わせ先 TEL 043-233-3971